

東栄町公共施設等総合管理計画

【改訂版】



令和4年3月改訂
(平成29年3月策定)

東 栄 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 策定目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象施設等	3
第2章 本町を取り巻く現状	7
1. 人口動向	7
2. 財政状況	8
(1) 歳入の推移	8
(2) 歳出の推移	9
(3) 主な財政指標の状況	10
3. 公共施設等の現況	12
(1) 築年別の公共建築物の整備状況	12
(2) 耐震化の状況	13
(3) 類型別保有状況	14
4. 将来の施設更新費用	15
(1) 公共建築物	15
(2) 公共建築物及びインフラ	16
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	17
1. 現状や課題に関する基本認識	17
(1) 公共施設に対する町民ニーズの変化に即した活用	17
(2) 公共施設の老朽化と安全対策	17
(3) 公共施設にかけられる費用の限界	18
2. 計画期間	18
3. 公共施設等の管理に関する基本方針	19
(1) 事業の選択と集中による公共施設の有効活用	19
(2) 安全・安心な暮らしと、定住を促進するまちづくりに資する公共施設	19
4. 公共施設等の管理に関する実施方針	20
(1) 統合や廃止の推進方針	20
(2) 耐震化の実施方針	20
(3) 点検・診断等の実施方針	20
(4) 維持管理・長寿命化の実施方針	21
(5) 安全確保の実施方針	21
(6) 計画を実現するための体制の構築及び情報管理・共有方策	21

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	22
1. 町民文化系施設	22
2. 社会教育系施設	22
3. スポーツ・レクリエーション系施設	23
4. 産業系施設	23
5. 学校教育系施設	24
6. 子育て支援施設	24
7. 保健・福祉施設	25
8. 医療施設	25
9. 行政系施設	26
10. 公営住宅	26
11. 簡易水道施設・下水道施設	27
12. その他	27
13. 道路	28
14. 橋りょう	28
15. 簡易水道	29
16. 下水道	29
第5章 フォローアップの実施方針	30



第1章 計画策定の趣旨

1. 策定目的

東栄町（以下「本町」という。）は、東は静岡県と接する愛知県の北東部の山間部に位置しています。面積は 123.38 平方キロメートルで、町域の大半が山林や原野で占められており、700mから 1,000m級の山々が峰を連ねています。豊かな自然環境のもと、自然との共生により地域づくりを行っていますが、本町の人口は、昭和 40 年以降、継続して減少傾向にあり、平成 29 年1月1日現在 3,411 人となっています。他方、公共施設は地域住民のニーズに合わせ概ね増加傾向にあります。

現在、全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となっています。

本町では、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、財政負担の軽減及び平準化と、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、「東栄町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

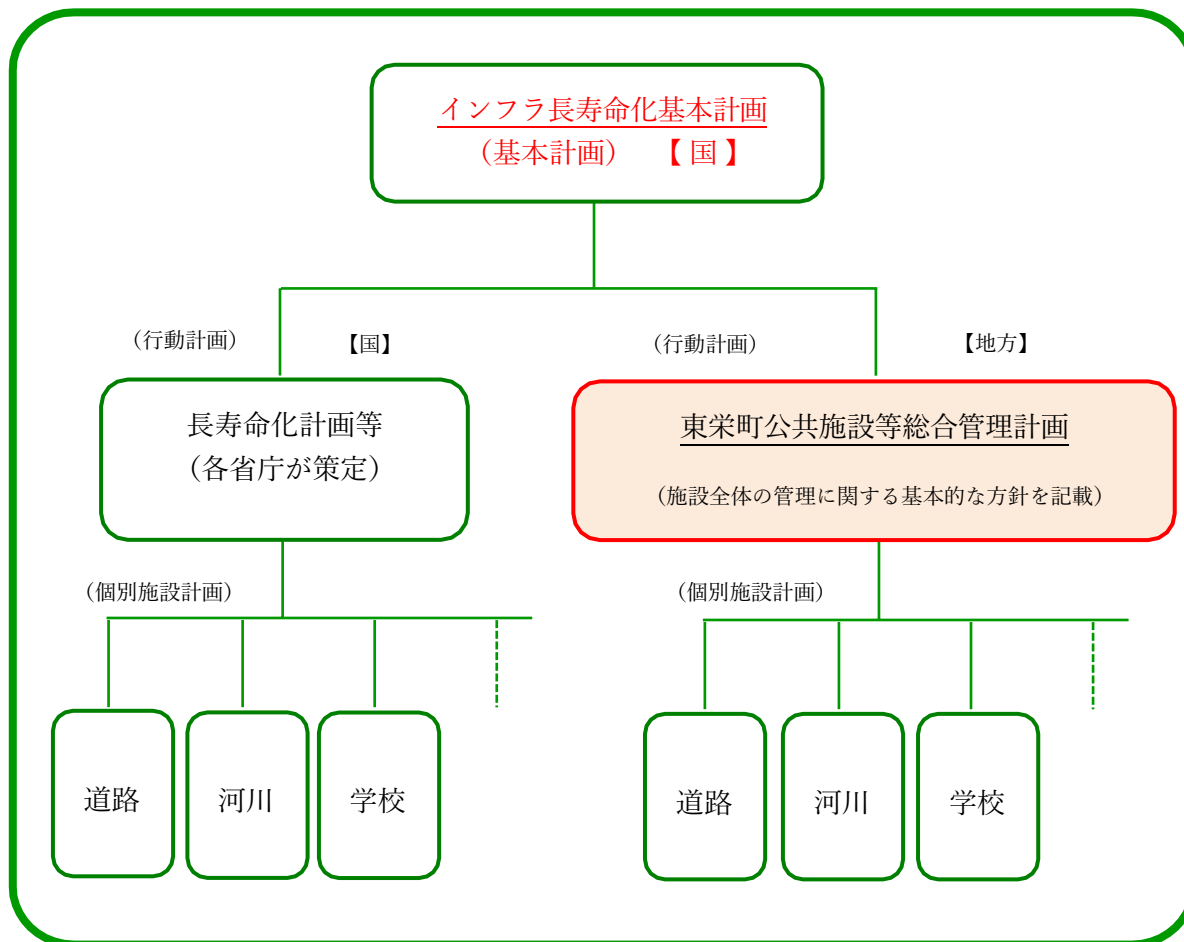
今回は、令和 3 年 1 月 26 日付けで総務省から示された「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、総合管理計画の見直しを図ることとします。

今回改訂した総合管理計画は、本町の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)等も踏まえつつ、令和 3 年 3 月に策定した「愛知県 東栄町 公共施設等総合管理計画【個別施設計画編】」（以下、「個別施設計画」）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において策定を期待されている「行動計画」に該当するものです。記載する内容は、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいています。

本計画を体系図示する（位置付け）すると下記のとおりとなります。

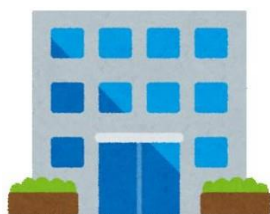
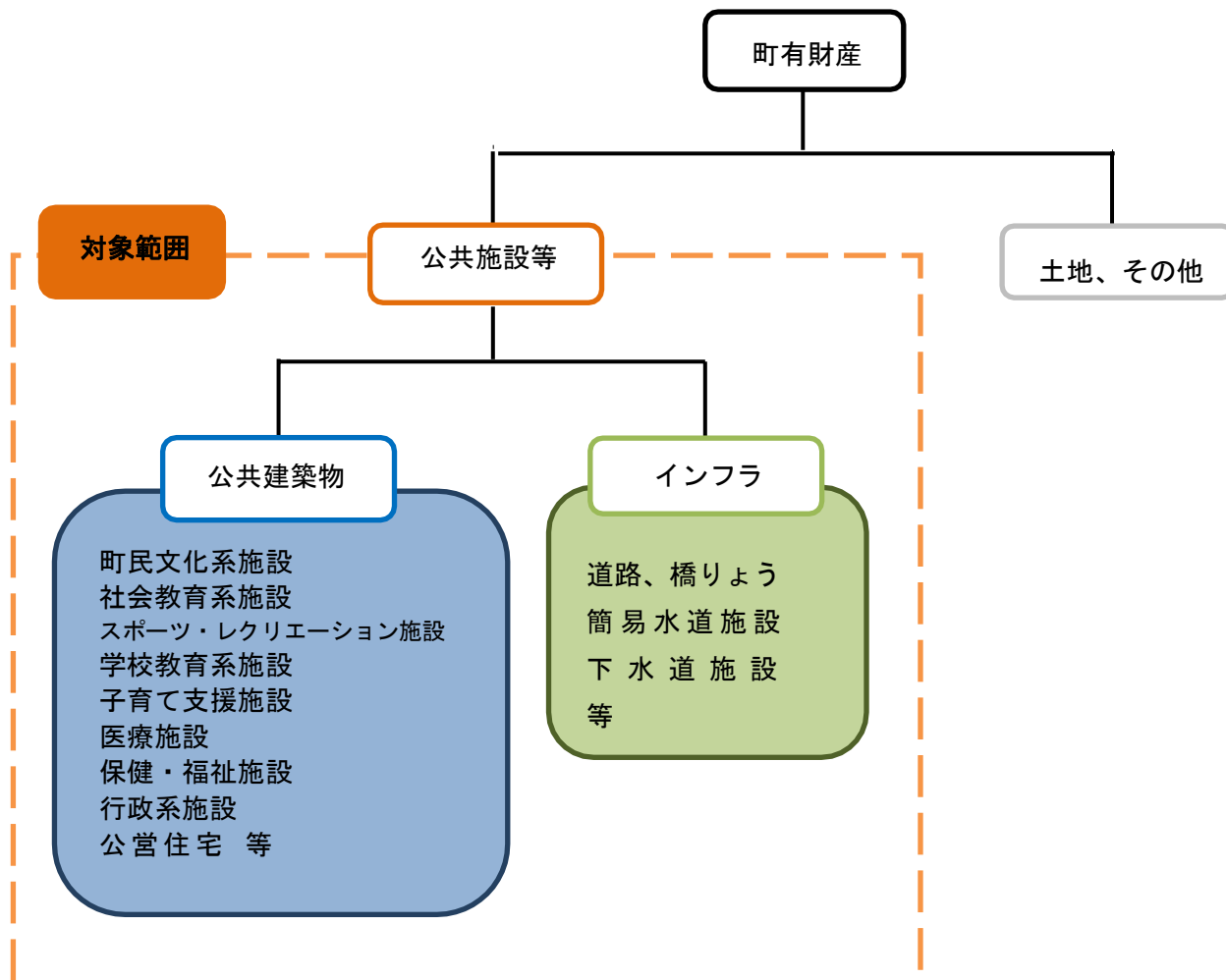


現在本町が整備した個別施設に関連した計画には次のものがあります。

- ① 公営住宅等維持修繕計画（平成 26 年 2 月策定）
- ② 東栄町公営住宅等長寿命化計画（平成 26 年 3 月策定）
- ③ 東栄町橋梁長寿命化修繕計画（平成 28 年 2 月策定）
- ④ 下水道ストックマネジメント計画（平成 29 年度策定）
- ⑤ 農業集落排水長寿命化計画（平成 29 年度策定）
- ⑥ 東栄町公共施設等総合管理計画 【個別施設計画編】（令和 3 年 3 月策定）

3. 対象施設等

本計画では、本町が保有する公共建築物、インフラを対象とします。



本計画において対象とする施設は151施設あり、以下の通り分類しました。

第1章

3. 対象施設

大分類	中分類	代表施設	施設数	延床面積(m ²)
町民文化施設	集会施設	中設楽生活改善センター	43	7,743
	文化系施設	東栄町体験交流館のき山学校	1	1,744
社会教育系施設	社会教育系施設	花祭会館	5	2,211
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	介護予防センター	6	4,416
	観光・宿泊施設	東栄町ふれあい交流施設	12	7,868
産業系施設	産業系施設	山村開発センター(産業会館)	4	3,466
学校教育系施設	学校	東栄中学校	2	8,546
	その他	学校給食共同調理場	2	552
子育て支援施設	保育園・児童施設	とうえい保育園	3	1,719
保健・福祉施設	高齢福祉・保健施設	東栄町生活支援ハウス 緑風園	3	692
医療施設	医療施設	東栄医療センター	2	4,014
行政系施設	庁舎等	東栄町役場本庁舎	2	2,082
	消防施設	新城消防署 東栄分署	15	1,556
	その他	町営バス車庫及び管理事務所	1	169
公営住宅	公営住宅	堀田住宅	14	6,895
インフラ施設	簡易水道施設	簡易水道施設	6	1,126
	下水道施設	下水道施設	4	1,495
その他	住宅・店舗	旧関谷住宅	13	2,126
	旧学校等施設	旧東栄小学校	11	10,008
	その他	東栄町斎苑	2	844
合計			151	69,272

※延床面積が 50 m²以下の小規模な倉庫、便所等の一部は、上記施設に含めていません。

※同じ敷地内に複数の建物がある場合でも 1 施設としているものがあります。

施設量の推移は次の通りです。

建物	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R元 年度末
	延床面積(m ²)	延床面積(m ²)	延床面積(m ²)	延床面積(m ²)	延床面積(m ²)
町民文化系施設	5,933	5,933	5,933	5,933	9,487
社会教育系施設	2,173	2,173	2,173	2,173	2,211
スポーツ系施設	12,140	12,140	12,140	12,140	12,284
産業系施設	2,393	2,393	2,393	2,393	3,466
学校教育系施設	9,177	9,177	6,725	6,725	9,098
子育て支援施設	1,460	1,460	1,460	1,460	1,719
保健・福祉施設	3,347	3,347	3,347	3,347	692
医療施設	3,964	3,964	3,964	3,964	4,014
行政系施設	4,206	4,206	4,206	4,206	3,807
公営住宅	7,020	7,020	7,020	7,020	6,895
簡易水道施設	1,126	1,126	1,126	1,126	1,126
下水道施設	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
その他	14,232	14,334	14,334	14,018	12,978

道路		町道		
		1 級	2 級	その他
H27 年度末	道路延長 (km)	8,323.60	56,571.80	96,716.00
	面積 (k m ²)	52,470.60	204,983.50	368,588.80
H28 年度末	道路延長 (km)	8,323.60	56,564.50	96,712.00
	面積 (k m ²)	52,470.60	204,983.50	368,716.00
H29 年度末	道路延長 (km)	8,323.60	56,564.50	96,729.00
	面積 (k m ²)	52,477.00	204,983.50	369,075.00
H30 年度末	道路延長 (km)	8,323.60	56,564.50	97,008.60
	面積 (k m ²)	52,477.10	204,983.80	370,571.30
R 元 年度末	道路延長 (km)	8,323.60	56,564.50	97,008.60
	面積 (k m ²)	52,477.30	205,037.80	370,597.80

橋りょう		PC 橋	RC 橋	鋼橋	その他
H27 年度末	橋りょう数(橋)	9	66	26	11
	延長(m)	77.6	798.4	535.4	135.6
	面積(m ²)	999	1,828.00	2,919.00	102
H28 年度末	橋りょう数(橋)	9	66	26	11
	延長(m)	77.6	798.4	535.4	135.6
	面積(m ²)	999	1,828.00	2,919.00	102
H29 年度末	橋りょう数(橋)	9	66	26	11
	延長(m)	77.6	798.4	535.4	135.6
	面積(m ²)	999	1,828.00	2,919.00	102
H30 年度末	橋りょう数(橋)	9	66	26	11
	延長(m)	77.6	798.4	535.4	135.6
	面積(m ²)	999	1,828.00	2,919.00	102
R 元年度末	橋りょう数(橋)	9	66	26	11
	延長(m)	77.6	798.4	535.4	135.6
	面積(m ²)	999	1,828.00	2,919.00	102

簡易水道		導水管	送水管	配水管
H27 年度末	延長 (m)	11,964	20,934	102,908
H28 年度末	延長 (m)	11,964	20,934	104,195
H29 年度末	延長 (m)	11,964	20,934	104,195
H30 年度末	延長 (m)	11,964	20,934	104,195
R 元年度末	延長 (m)	11,964	20,934	104,195

下水道		下水道	農排 (月)	農排 (川角)
H27 年度末	延長 (m)	39,349	9,967	5,171
H28 年度末	延長 (m)	39,349	9,967	5,171
H29 年度末	延長 (m)	39,349	9,967	5,171
H30 年度末	延長 (m)	39,349	9,967	5,171
R 元年度末	延長 (m)	39,349	9,967	5,171

減価償却の状況は次の通りです。

	建物	道路	橋梁
H27 年度末	69.0%	87.0%	88.1%
H28 年度末	71.0%	87.5%	89.2%
H29 年度末	73.0%	87.7%	90.3%
H30 年度末	74.8%	88.0%	91.4%
R 元年度末	77.1%	88.1%	93.2%

※簡易水道、下水道は法適用化に向けた固定資産台帳整備中のため算出不可

過去に行った長寿命化対策の実績は、別添【長寿命化対策の実績】の通りです。

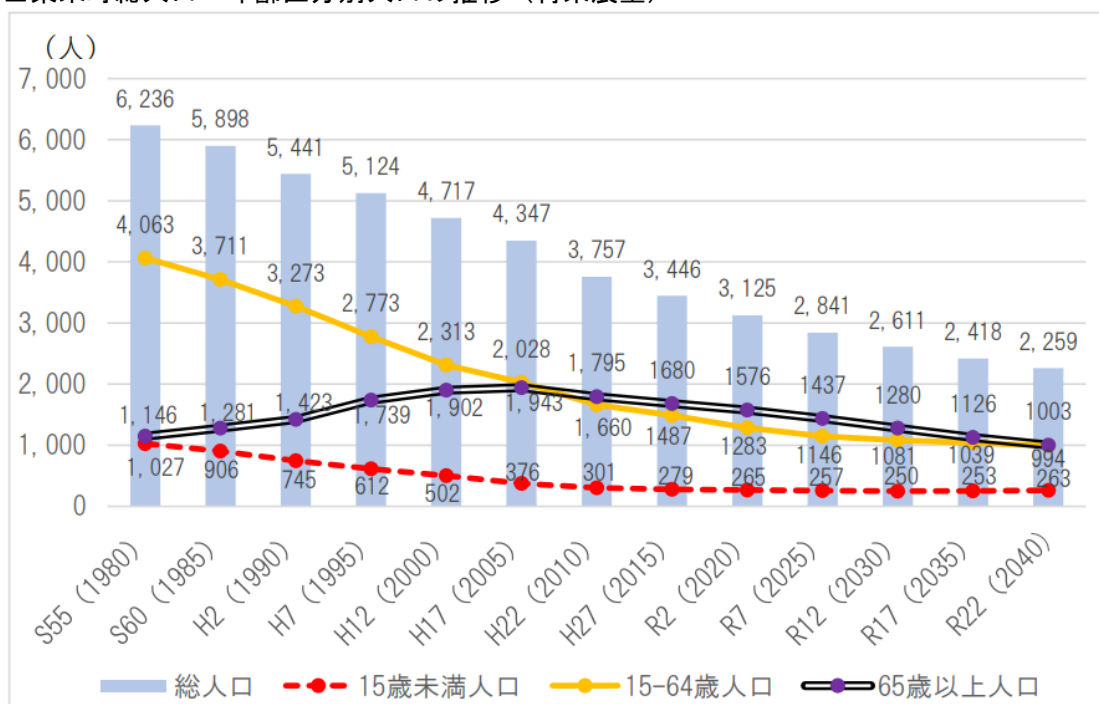
第2章 本町を取り巻く現状

1. 人口動向

令和2年3月に策定した「第2期東栄町人口ビジョン」における人口推計では、人口は今後も減少し続け、令和22年には2,259人程度と、現状の約3分の2になるとされています。また、年齢区別の人口推移では、特に生産年齢人口の減少が際立っています。

公共施設の整備や更新にあたっては、このような人口動態と公共サービスに対するニーズの変化を十分踏まえる必要があります。

■東栄町総人口・年齢区別人口の推移（将来展望）

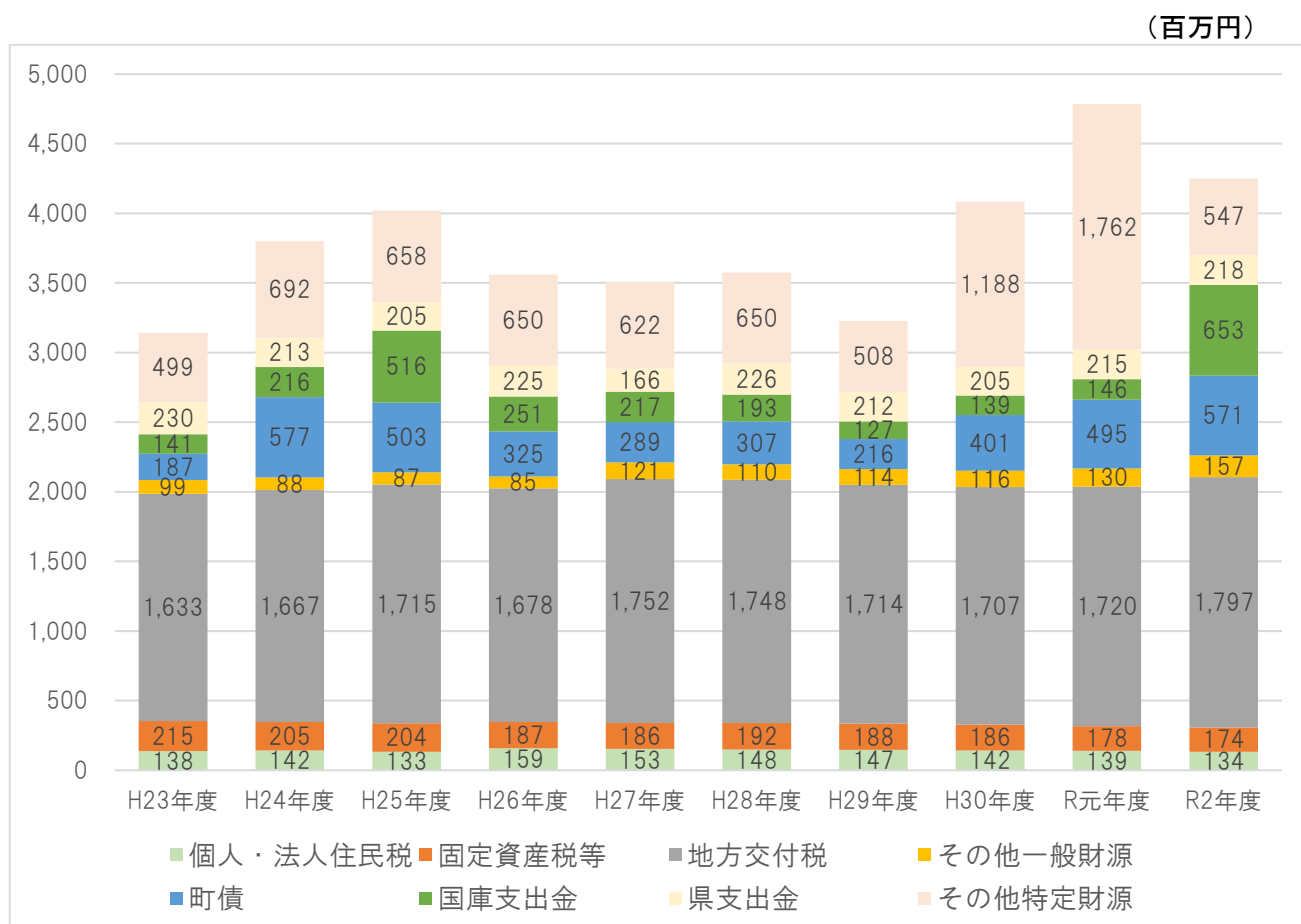


(出典：国立社会保障人口問題研究所提供データ)

2. 財政状況

(1) 歳入の推移

平成 23 年度からの普通会計の歳入の状況は以下のとおりです。

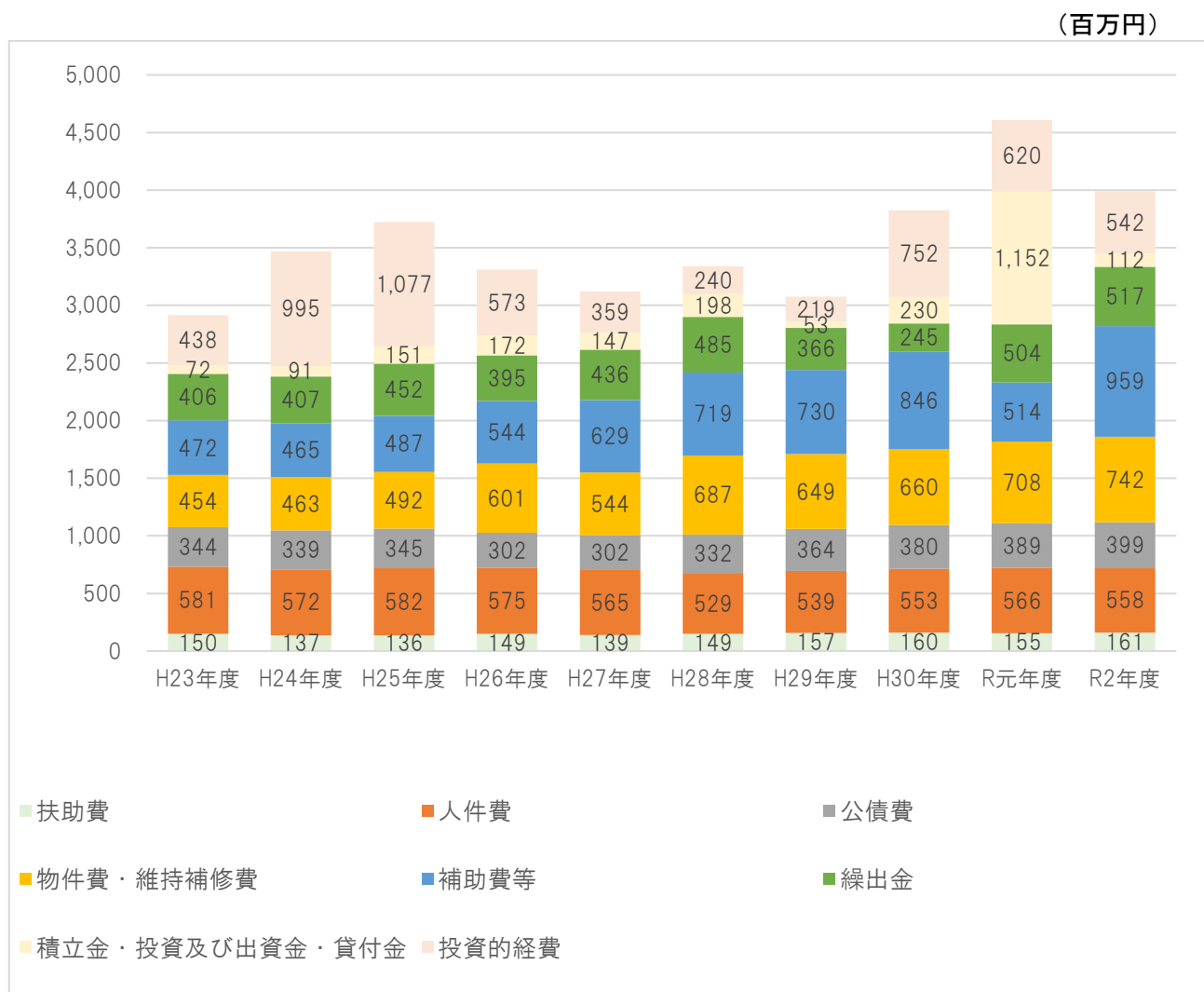


大規模事業の実施に伴う国庫支出金、県支出金及び町債等の増加により、歳入総額が膨らんだ年もありますが、そうした一時的な歳入の増加分を除けば、概ね 40 億円前後で推移しています。

自主財源である町税に大きな変化はないものの、人口減少、過疎化・高齢化により減少傾向にあります。また、歳入の約 50%を地方交付税が占める状態が続いていることから、依然として依存財源による厳しい財政状況となっています。

(2) 歳出の推移

平成23年度からの普通会計の歳出の状況は以下のとおりです。



主として高齢化に伴い扶助費が増加傾向にあります。人件費及び地方債発行の抑制により義務的経費に大きな変化はありません。

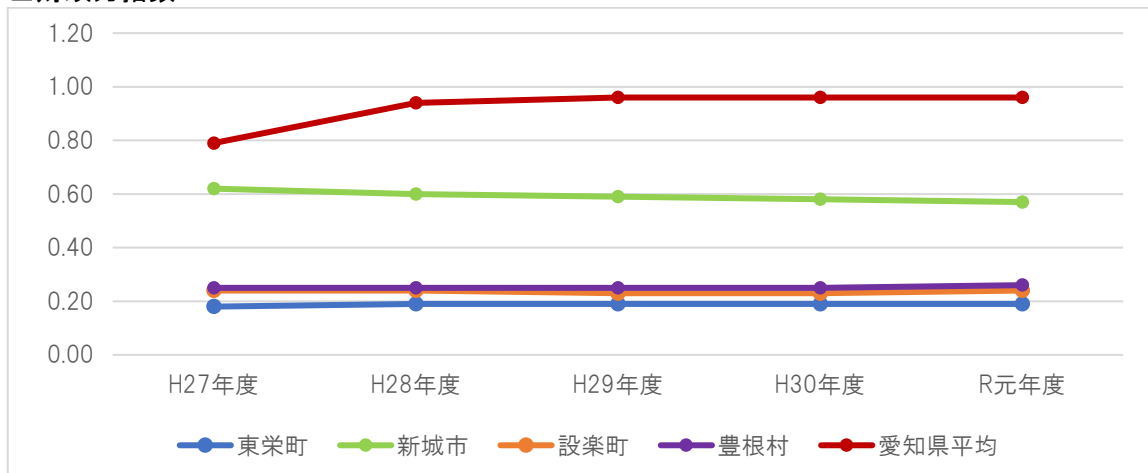
多様化するニーズと高度化・複雑化する住民サービスへ対応するため、委託費等の物件費が年々増加しており、また、簡易水道施設の更新及び病院運営への繰出金も増加傾向にあります。

自主財源に乏しく、地方交付税等に依存している歳入状況と、多様化、複雑化、高度化していく住民サービスに対応するための負担の増加が見込まれる状況において、今後、公共施設の更新及び長寿命化を図るには、統合・廃止・複合といった最適化、適正化により、必要な施設を特定し、限られた財源を有効かつ効果的に配分するなどの抜本的見直しが必要となります。

(3) 主な財政指標の状況

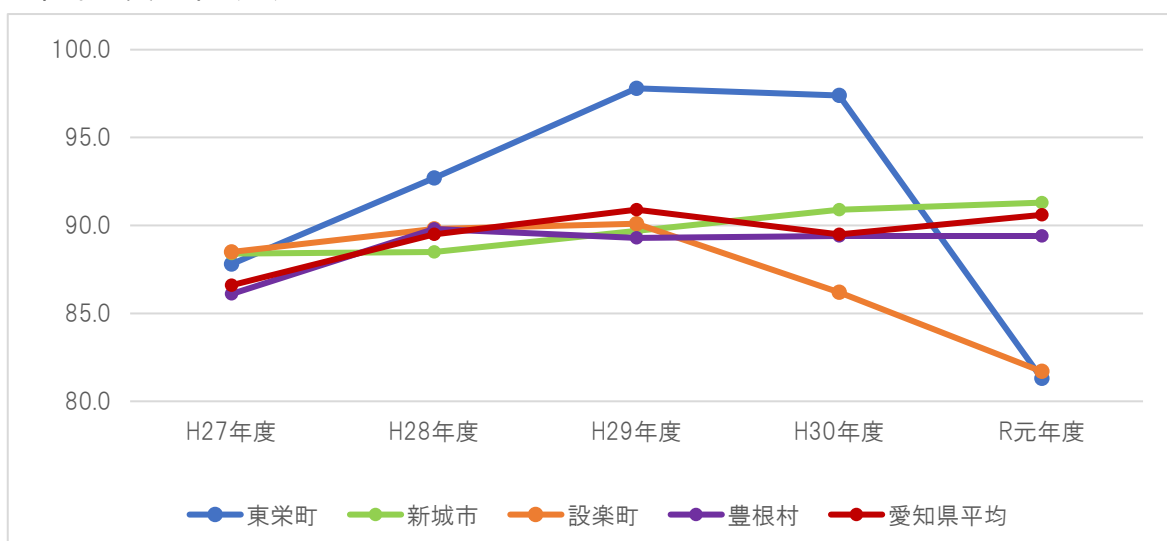
出所：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より

■ 財政力指数



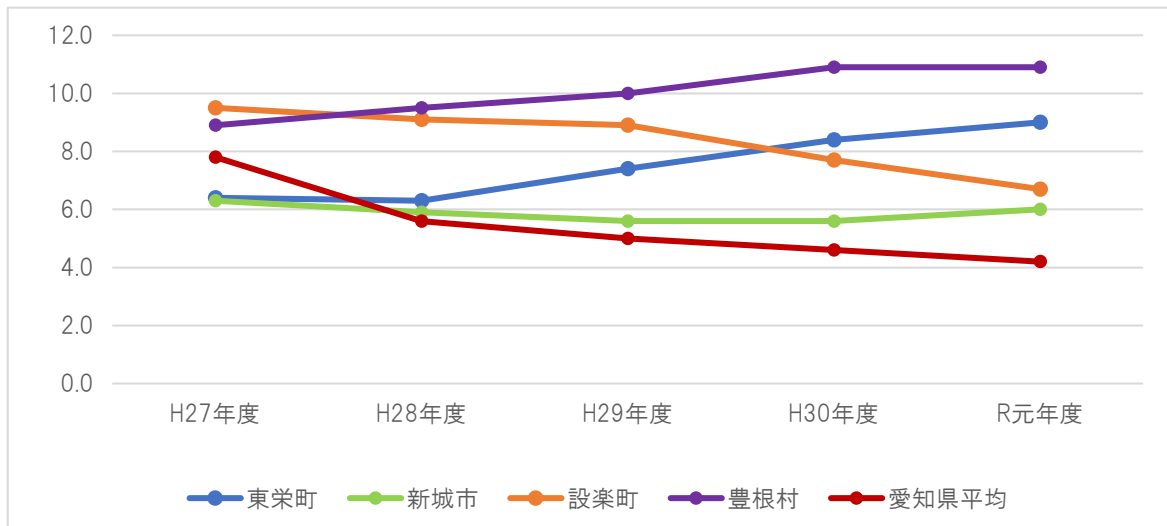
財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。本町においては、愛知県平均及び近隣団体の水準を下回っています。

■ 経常収支比率 (%)



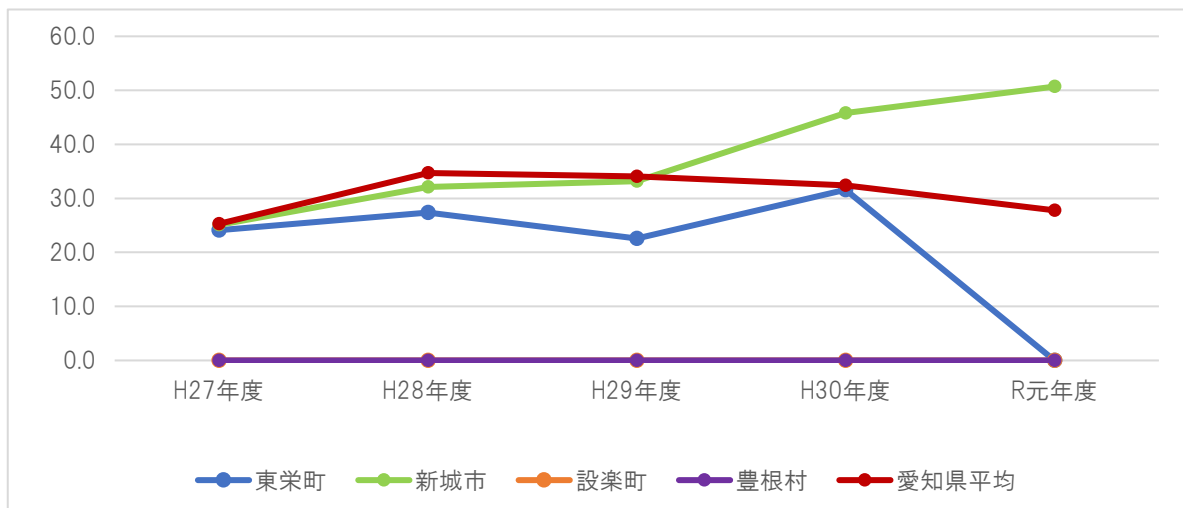
経常収支比率とは、地方税、地方交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。経常収支比率が高いほど、財政が硬直化しているといえます。本町においては、愛知県平均及び近隣団体より高い水準にありましたが、令和元年度に大幅に減少しました。

■実質公債費比率（％）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値です。実質公債費比率が高いほど、財政が公債費等に拘束されているといえます。本町においては、愛知県平均及び近隣団体より、やや高い水準にあります。

■将来負担比率（％）



将来負担比率とは、出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。本町においては、愛知県平均を下回っています。

3. 公共施設等の現況

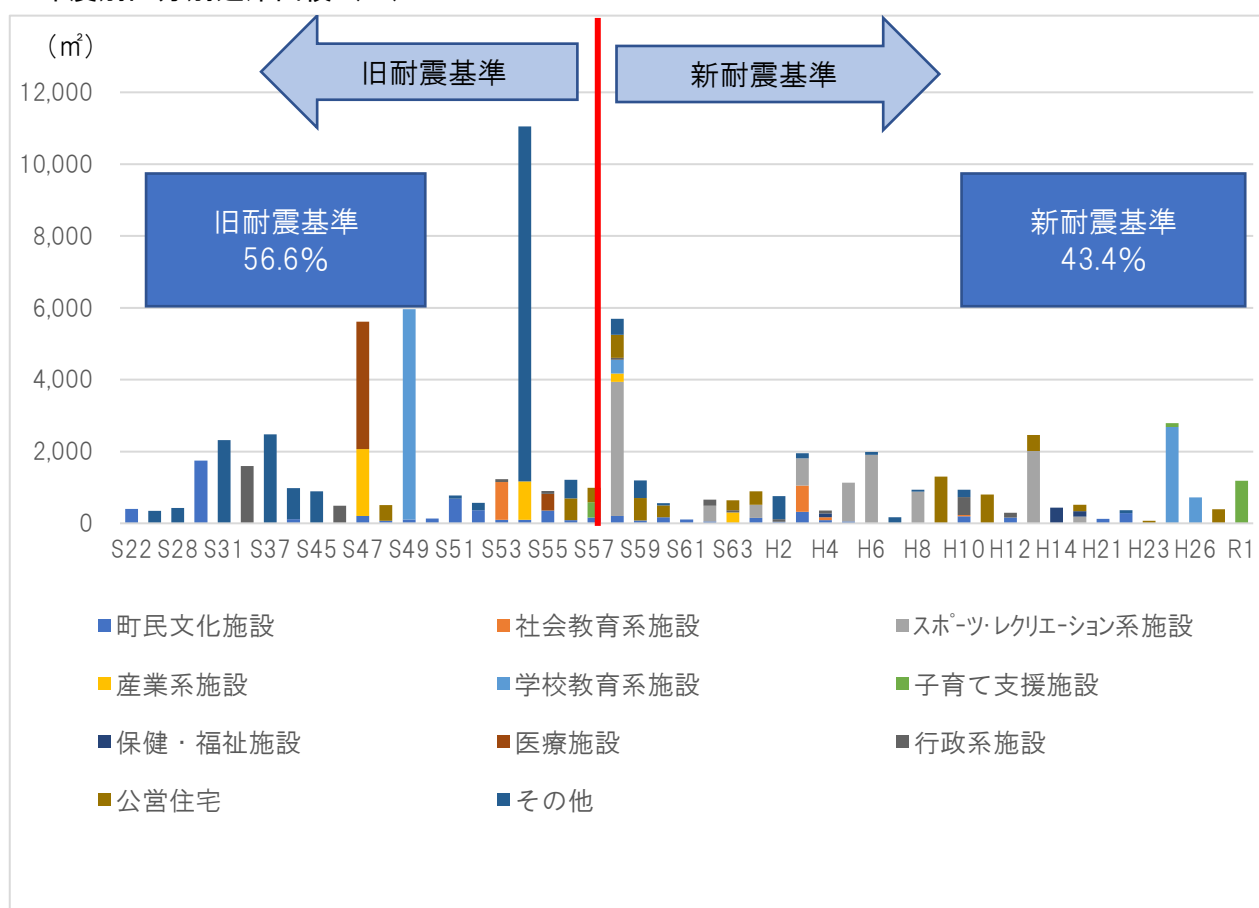
(1) 築年別の公共建築物の整備状況

本町では、過去から継続的に施設の整備を実施しており、旧耐震基準である昭和56年以前の公共建築物の割合が56.6%、新耐震基準（昭和57年以降）の同割合が43.4%となっています。

築年別に見ると、昭和40年代後半から昭和50年代に整備された施設が比較的多くあり、東栄中学校、山村開発センター（産業会館）、東栄医療センター、東栄グリーンハウス、B & G海洋センターなど、規模の大きい施設が挙げられます。なお、とうえい健康の館（旧東雲寮）は、他団体からの譲渡により取得した施設ですが、同年代に整備された施設として挙げられます。

また、近年では、東栄小学校、学校給食共同調理場、とうえい保育園を整備しました。

■年度別区分別延床面積（㎡）

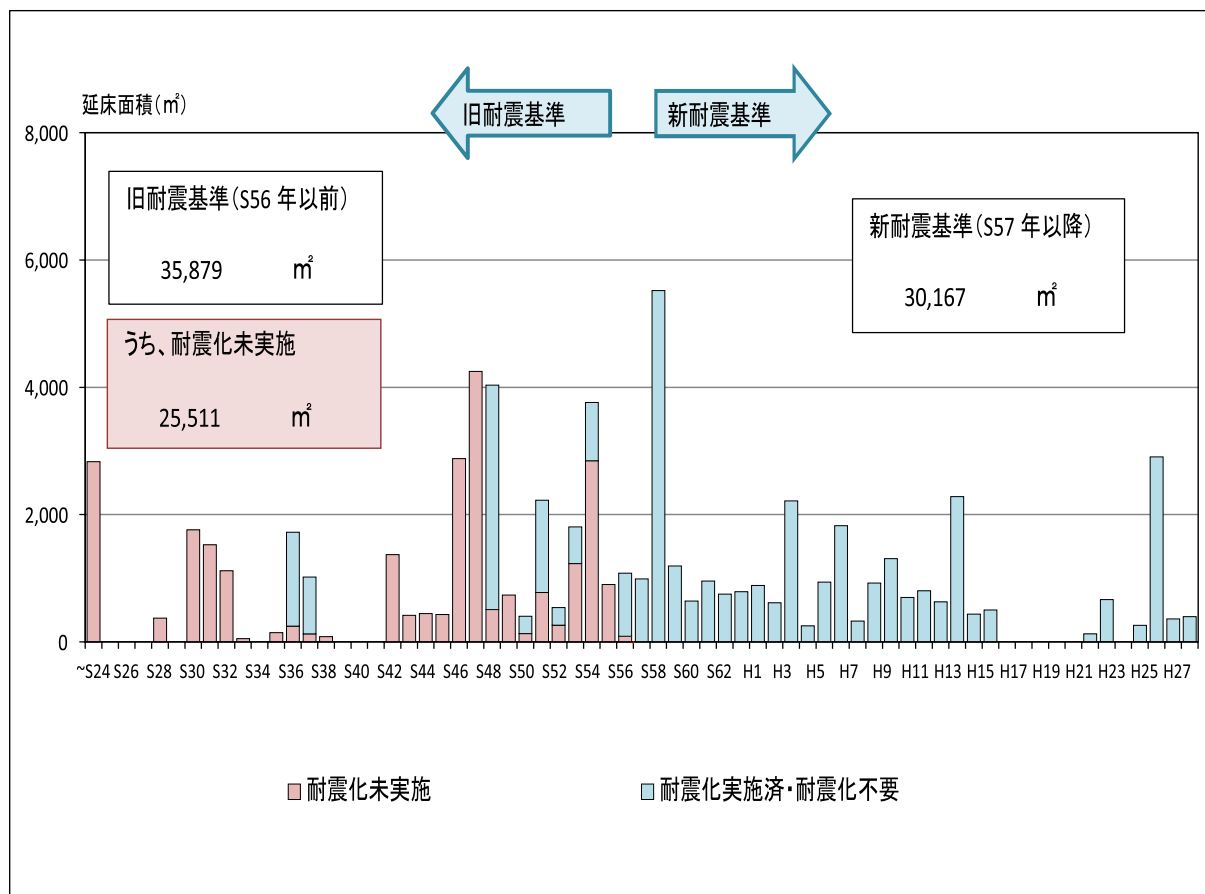


(2) 耐震化の状況

本町では、前述のとおり、旧耐震基準時に整備した公共建築物の割合が全体の 54.3%を占めており、そのうち耐震化が未実施の割合が全体の 38.6%となっています。

主な公共建築物をみると、役場庁舎、東栄病院、花祭会館、山村開発センター（産業会館）、高齢者生産活動センター等の耐震化が未実施となっています。

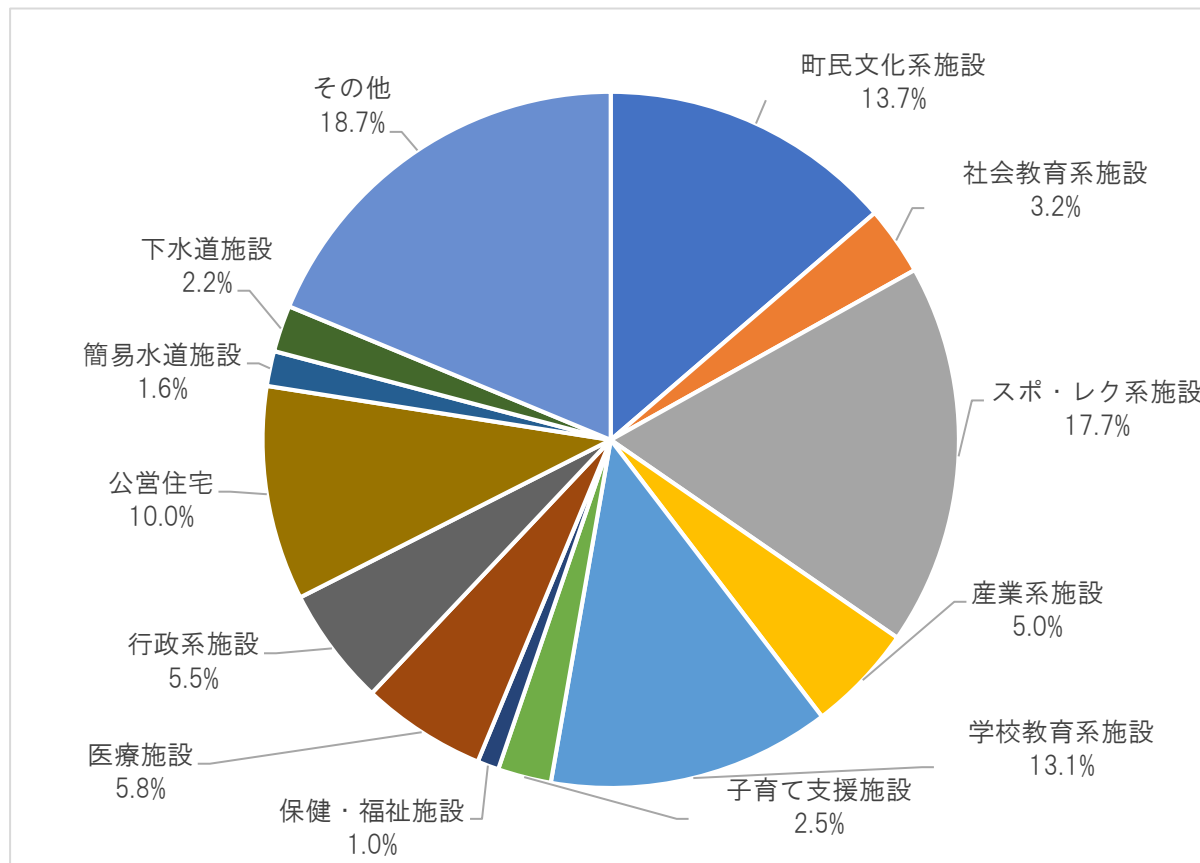
■ 耐震化状況



(3) 類型別保有状況

本町の令和元年度末時点の公共施設の延床面積を大分類別にみると、その他（斎苑等）が 18.7% と一番多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設（B&G海洋センター等）が 17.7%、町民文化系施設（集会施設等）学校教育系施設（東栄小中学校等）が 13.7%となっています。

■ 類型別保有割合



(4) 現在要している維持管理経費

公共施設のH30年度の維持管理経費は次の通りです。

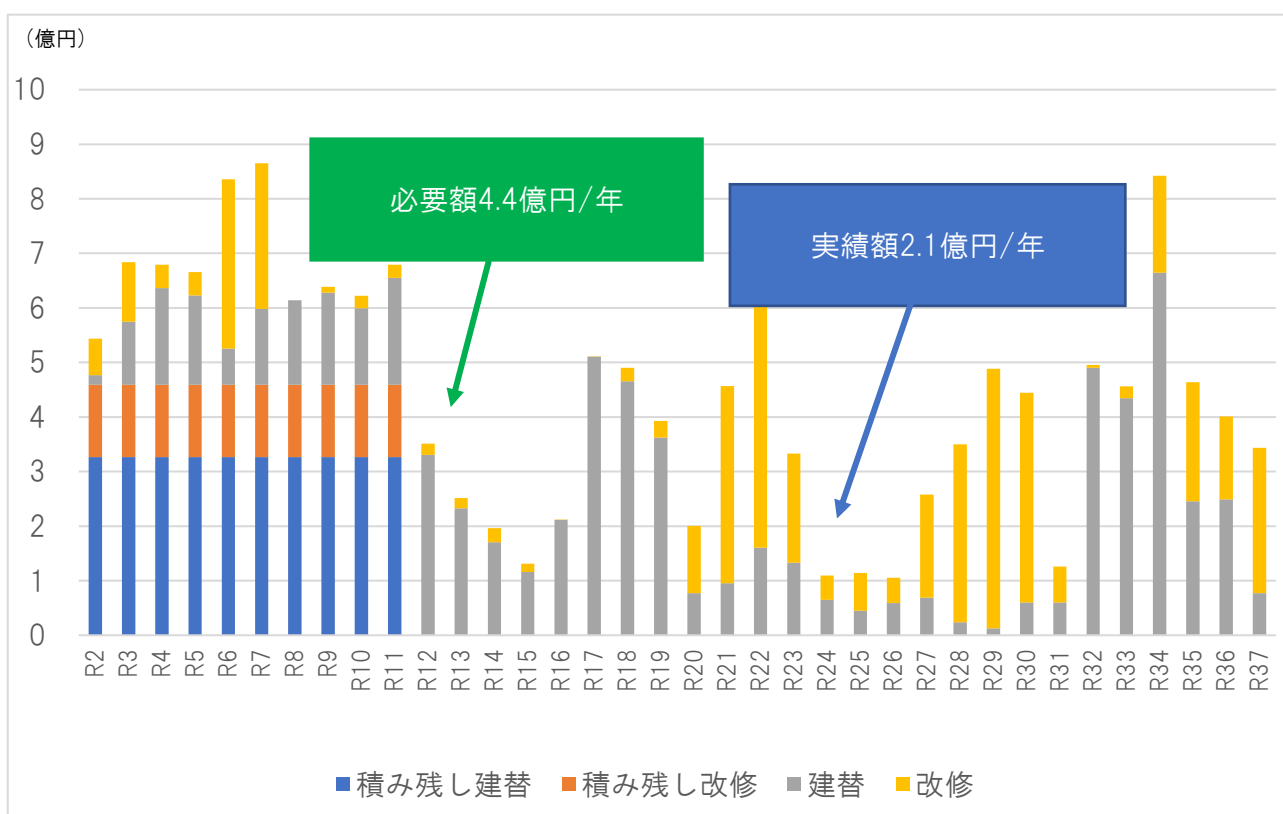
(単位：円)	維持管理経費	減価償却費	トータルコスト
町民文化系施設	13,510,766	4,311,903	17,822,668
社会教育系施設	5,077,785	332,199	5,409,985
スポ・レク系施設	237,667,161	38,729,874	276,397,034
産業系施設	4,851,815	4,578,540	9,430,355
学校教育系施設	46,417,144	56,114,788	102,531,932
子育て支援施設	79,763,241	12,640,972	92,404,213
保健・福祉施設	9,530,335	4,835,059	14,365,393
医療施設	650,099,327	9,365,261	659,464,588
行政系施設	133,304,959	1,755,363	135,060,322
公営住宅	13,732,958	24,046,487	37,779,446
その他	7,732,125	6,402,544	14,134,669

4. 将来の施設更新費用

(1) 公共建築物

現在、本町が保有する公共建築物を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で、同じ取得価額で更新すると仮定した場合、令和37年までの間の更新費用の総額は160.0億円となり、試算期間における年平均費用は4.4億円となります。

一方、平成23年度～27年度の5年間に公共施設の整備に要した投資的経費（既存更新分＋新規整備分）の平均は、年2.1億円※①となっており、実績の2.1倍の経費が今後必要という試算結果となります。



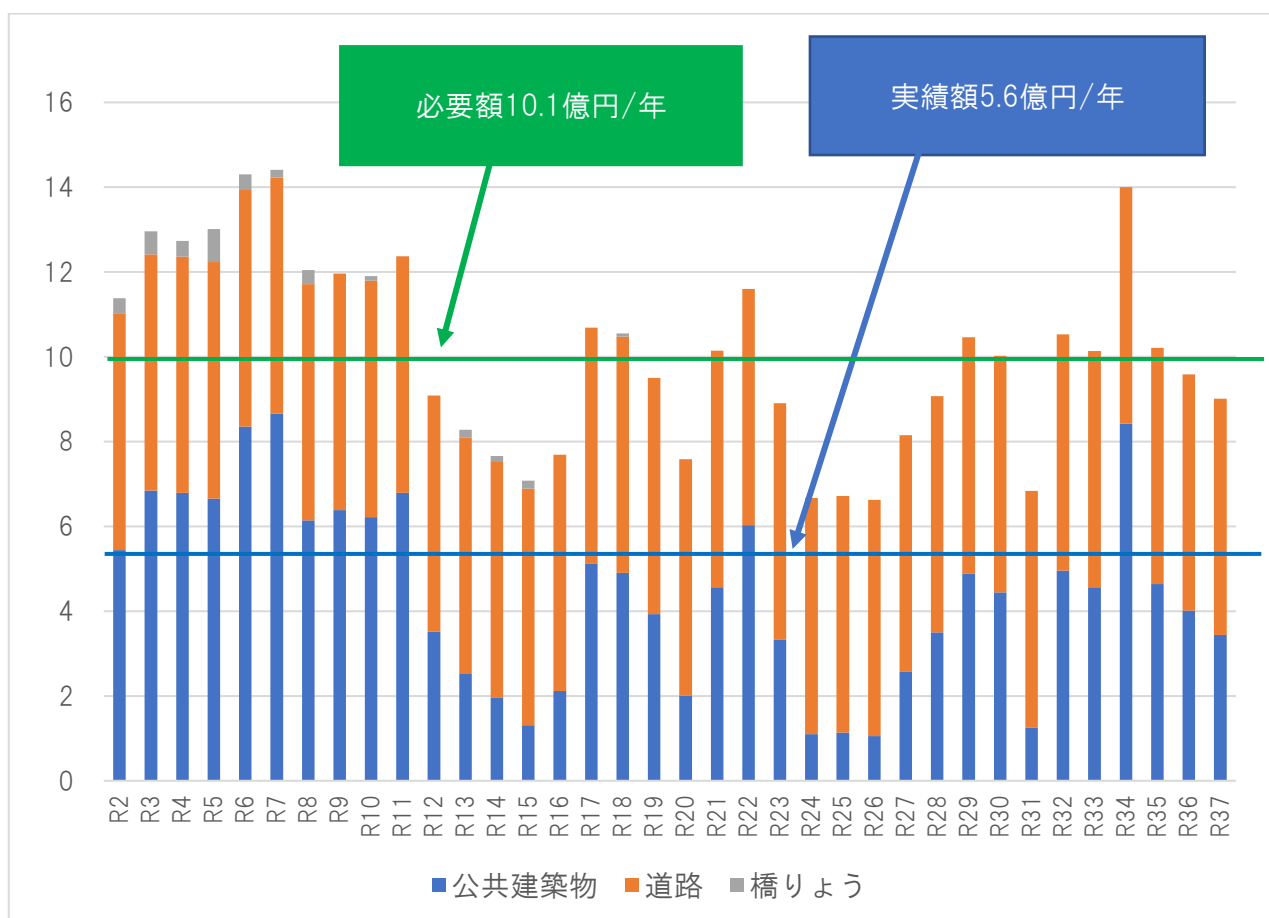
※①：同期間に実施した東栄小学校、学校給食共同調理場、放課後児童クラブの新規整備や、とうえい温泉、とうえい健康の館の更新については、金額が高額であり、また同期間に特に集中して実施した事業のため、平均投資的経費の計算から除外しています。

(2) 公共建築物及びインフラ

(1) で見た公共建築物にインフラを加え、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積、延長等）で更新すると仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は363.9億円で、試算期間における年平均費用は10.1億円となります。

一方、過去5年間（平成23年度～27年度）の公共施設の整備に要した投資的経費（既存更新分＋新規整備分）の平均は、年5.6億円となっており、直近の投資的経費の1.8倍の経費が今後必要という試算結果となります。

更新費用を年度別でも、すべての年度でこれまでの直近5年間の投資的経費の平均を超過することとなるため、すべての公共施設及びインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上の投資的経費が必要となります。特に、今後10年間（平成28年度～令和7年度）と令和30年代中頃に更新時期が集中し、1年間に多額の投資的経費が必要となります。



5. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

(1) 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸

①耐用年数（寿命）の考え方

本章 4 では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の 4 つに分類されます。

物理的耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、その他の耐用年数より長くなるのが一般的ですが、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 4-(1)・(2)です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本町でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

②長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算することが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章 4-(1)・(2)の試算結果は、「法定耐用年数」が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用されています。また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用できると仮定して試算することとします。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）（日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次の通り考察します。

公共建築物の構造		公共建築物の耐久計画における耐用年数	耐用年数 (上限値)	耐用年数 (平均値)
SRC 造 RC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年
	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
S 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
	軽量鉄骨造	30～50 年	50 年	40 年
CB 造		30～50 年	50 年	40 年
木造		30～50 年	50 年	40 年

※SRC 造・RC 造の品質の区別は、耐久性の高低によります。

※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります。

上記で示す通り、「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて算出する、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建替年数を耐用年数の上限値とした場合、「普通品質の SRC 造・RC 造・S 造」の公共建築物は建替年数が 80 年、「軽量鉄骨造・CB 造・木造」が 50 年となりますが、建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設の利用用途の変更等が考えられることから建替年数は上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できると考えられる値での設定が望ましいと考えます。

そこで、今回の耐用年数は平均値を採用値とします。この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数としている 65 年と同一であり、平均値を採用する根拠の一つと考えています。

③公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

今回の総合管理計画改定業務では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それに伴う効果額の算出が必要です。耐用年数については、②の考え方に基づき、下表の通りとします。

また、算出の条件として、以下を設定します。

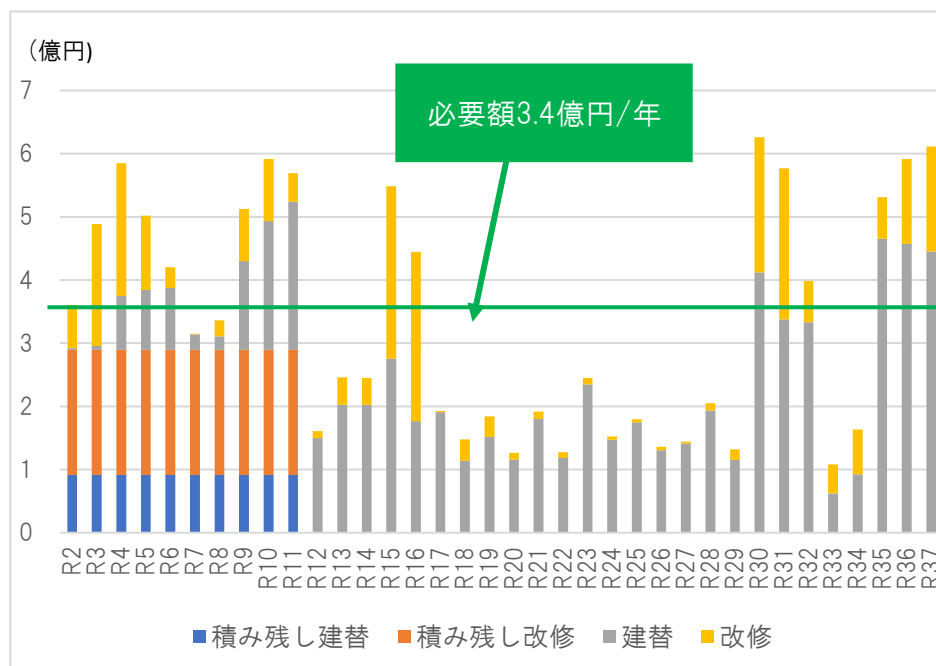
<試算条件>

- (i) 耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
- (ii) 耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約 6 割の額で改修

構造	耐用年数
RC（鉄筋コンクリート）	65
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）	65
鉄骨造	52 ^{※(i)}
木造	40
その他	40

※(i)：普通品質の平均値（60 年）と軽量鉄骨造（45 年）の平均値

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次の通りとなりました。



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和2年から令和37年までの合計で、約121.0億円（約3.4億円/年）となります。

平成29年3月の本計画策定時の試算では、約328.4億円（約8.2億円/年）、本章4で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替を行う試算では、約160.0億円（約4.4億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は抑えられることとなります。

ただし、投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（平成23年～27年の平均額）が約2.1億円/年に対して、必要な金額は約3.4億円となるので、まだ足りていません。また、既往実績額には長寿命化対策のための点検費用や維持管理費等が含まれていないため、実際には試算額以上の費用が必要となる見込みであり、今後の施設削減の必要がある結果と考えます。

（2）インフラ施設 長寿命化による更新年数の伸長

①耐用年数（寿命）の考え方

本章5-(1)-①で示したように、固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。本町でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

②長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

ア：道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は 10 年ですが、一部の道路ではコンクリート舗装（耐用年数 15 年）が存在しています。また、本町における過去の道路保全策では、10 年以上継続して使用することがほとんどとなっています。

従って、今回の長寿命化対策については、舗装路面の耐用年数を 15 年と設定することとします。

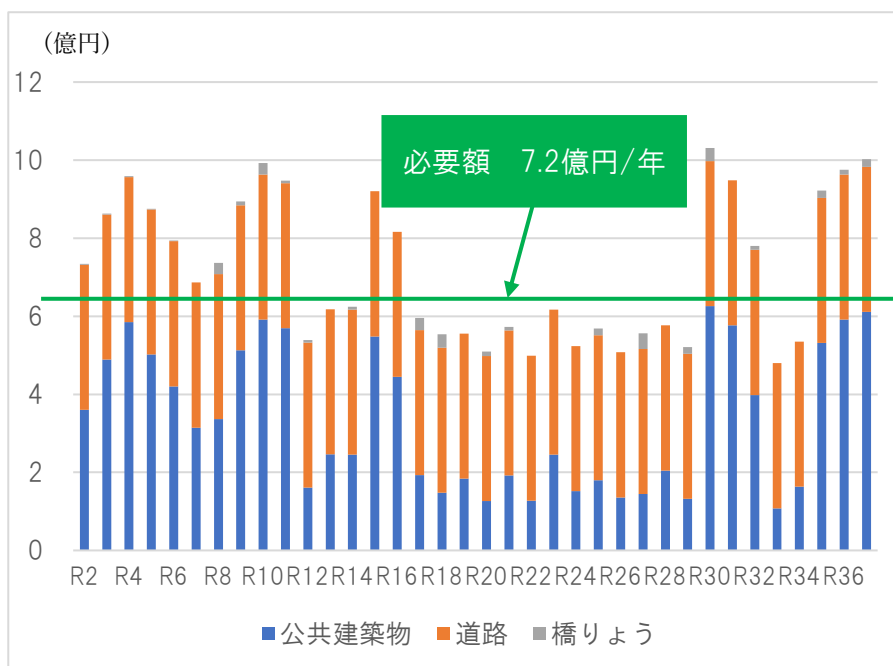
イ：橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で 60 年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究国土交通省国土技術政策総合研究所」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の 1.5 倍は使用可能と判断し、その数値で試算することとします。

なお、上水道と下水道は法適化に向けた固定資産台帳整備中のため、今回の試算は行っておりません。

③長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

公共建築物およびインフラ施設の長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算を行った結果、次の通りとなりました。



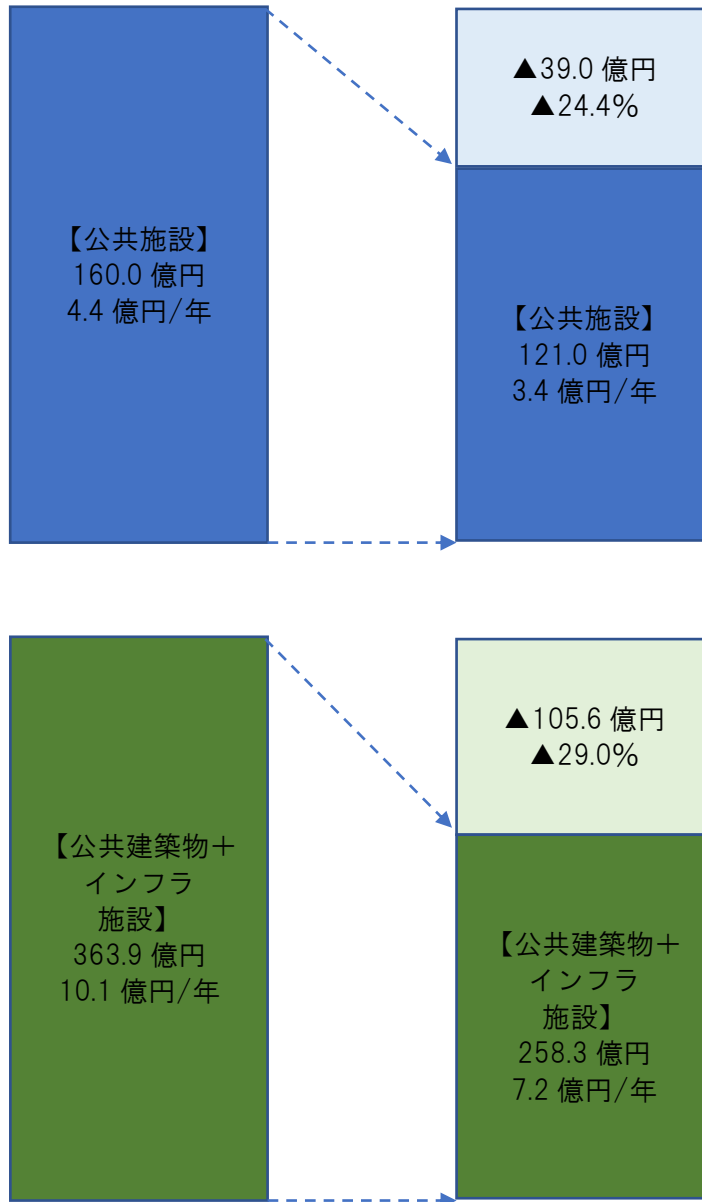
<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 2 年から令和 37 年までの合計で、約 258.3 億円（約 7.2 億円/年）となります。

平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、約 609.9 億円（約 15.2 億円/年）、本章 4 で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替を行う試算では、約 363.9 億円（約 10.1 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は抑えられることとなります。

(3) 対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用は抑えられることがわかりました。長寿命化対策による効果額は次の通りです。



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設に対する町民ニーズの変化に即した活用

人口ビジョンにおける将来展望人口推計では、人口は今後も減少し続け、令和22年には2,259人程度と、現在の約3分の2になるとされています。

急速に進む人口減少や少子高齢化とともに、公共施設に対する町民ニーズも変化していくことが予想されるため、施設利用率の推移等をみながら町民ニーズを的確に把握する必要があります。また、受益者負担のある施設については、採算性と行政サービスの水準を関連させて施設のあり方を検討していく必要があります。

過去に統合や廃止を行ったことにより、現在利用されていない施設については、利活用の可能性や残していく必要性を明確にした上で、施設の役割と管理方法を具体的に検討していく必要があります。

(2) 公共施設の老朽化と安全対策

本町の施設は、昭和40年代から昭和50年代に整備されたものが多く、現在では老朽化が進んでいます。これまでに大きな事故等は発生していないものの、老朽化には早い段階での対応が重要となります。

被害後の復旧には短期間に多額の費用が必要となることから、費用を平準化し過度な負担を減らすと共に、安全性を確保する予防保全の意識とそれを実行できる体制を整備していく必要があります。

また、昭和56年以前の旧耐震基準時代に整備され、現在耐震化が未実施の施設も多くあることから、利用状況や今後の利用方針を踏まえ、対応を検討していくことが必要です。

道路、橋りょう、下水道等といったインフラ施設についても老朽化対策を講じていく必要があります。



(3) 公共施設の維持・更新にかけられる費用の限界

前述の財政状況において示したように、自主財源に乏しい本町では、財源の配分は極力特定していかなければならない状況にあります。

公共施設のあり方について抜本的な見直しによる削減を検討していかなければならないものの、残すべき施設を維持・更新していくために必要な財源を確保しなければなりません。今後は、施設の維持・更新に必要な費用を概ね次の3つに区分し、総合的な費用の縮減と必要額の確保に努めなければなりません。

- 施設の継続により長寿命化対策としての更新・維持管理に要する費用
- 建替え（集約化）に要する費用
- 未利用施設の解体費用

道路、橋りょう、下水道等のインフラを含め、人口減少下における維持管理費用の節減・抑制と定住施策等を総合的に勘案した、町内全域の公共施設等のあり方、集約化に対する方針を策定する必要があります。

2. 計画期間

本町の公共施設等は、耐震化や更新が未実施の施設が多く、早急な対応が必要とされます。また、更新費用の推計結果からは、平成29年から更新のピークを迎えることがわかります。従って、本計画の計画期間は、今後の更新のピークを含めた向こう20年の期間で設定します。

この期間を2つに区分し、当面の課題に対応する10年と、将来の人口や財政の見通し等を基にした長期的な視点により検討する10年に分けて位置付けます。

(計画期間)

平成29年度から令和18年度(20年間)



3. 公共施設等の管理に関する基本方針

人口減少、少子高齢化、費用の縮減といった将来に向けて、今後の本町の公共施設等のあり方については、平成 28 年 3 月に策定した第 6 次東栄町総合計画において示したまちづくりの方向性や基本構想、基本目標に沿って検討することになります。そこで、本町が将来にわたって持続的に発展するために、公共施設等の管理に関する基本方針を次のように定めることとします。

(1) 事業の選択と集中による公共施設の有効活用

行政の本来的な役割や費用対効果を見極め、既存事業の見直しを行い、ニーズの低下傾向にある事業についての縮小・廃止を検討しつつ、それに伴う既存施設の統廃合・複合化等を実施していきます。

これにより本町の持続発展に必要な事業及び施設への戦略的投資を重点的に行うことができるようになります。

町民が担うことのできる事業と行政でなければできない事業とを明確にし、町民への委嘱や民間の活用可能性について検討します。また、公共施設の維持管理についても民間活力の導入を図っていきます。

(2) 安全・安心な暮らしと、定住を促進するまちづくりに資する公共施設

本町が基本目標として掲げる「安心・安全に暮らせるまちづくり」と、「定住・交流を支えるまちづくり」の達成には、町民ニーズに合致した行政サービスと安心かつ安全に利用できる施設の提供が必要となるため、住みよいまちづくりの土台となる公共施設の運営と管理の更なる適正化を目指します。



4. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、具体的な実施方針を定めます。

(1) 統合や廃止の推進方針

限られた財源で必要な公共サービスを提供していくためには、公共施設の再編（統廃合、複合化、多機能化等）による保有量の適正化を図ることは避けられません。既存事業について、利用者の意見も聞きながら見直しを行い、ニーズの低下傾向にある事業の縮小・廃止を検討し、関連する施設の再編を行うこととします。また、必要な施設であっても、新設・更新の際には、原則として既存施設の再編を前提に検討します。再編にあたっては、近隣市町村との連携を含め、広域的な視点を持って施設のあり方について検討します。

なお、公共施設の再編や維持管理・運営については、民間活力の導入による事業化も視野に入れた取り組みを検討していきます。

また、現在未利用の施設や今後の再編により未利用となる施設については、解体を視野に入れ、コストの削減に努めます。

(2) 耐震化の実施方針

耐震化が未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用方針を踏まえ、優先順位を定め、耐震性の確保に努めます。

道路、橋りょう、下水道等をはじめとするインフラ施設についても耐震化の検討を進めていきます。

(3) 点検・診断等の実施方針

建築基準法に基づく「法定点検」、「施設管理者による定期点検、安全点検」の基準を設け、利用者の安心・安全の確保を図ります。「施設管理者による定期点検、安全点検」については、実施方法等のルールを明確にし、施設管理者が効率的に施設の点検を実施できるよう、点検項目や確認ポイント等をまとめた「施設点検マニュアル」を整備し、点検を実施していきます。

また、施設の規模や用途に応じた劣化度調査を定期的に行い、危険箇所の早期把握に努めます。

(4) 維持管理・長寿命化の実施方針

点検や診断結果、修繕の履歴を蓄積し管理する仕組みを構築します。これにより、公共施設等の状態を常時把握することができ、また、劣化の予測もできるようになります。

今後は、予防保全の観点からライフサイクルコストを最小限に抑え、長期にわたって良好な状態で施設を提供できるよう維持管理に努めていきます。

施設の更新時には、その後の町民ニーズへ柔軟に対応するため、用途変更を行いやすくするなど、設計段階からの工夫に努めます。

インフラ施設については、各省庁が策定するインフラ長寿命化計画に倣い、適切な維持管理・修繕・更新等を実施していきます。

(5) 安全確保の実施方針

点検等により危険性が高いと判断された場合には、緊急に修繕を実施する等、必要な措置を講じます。安全確保が難しく今後の施設の維持が困難と認められる場合には、町民の安全確保を優先し、供用廃止等の対策を講じます。

(6) 計画を実現するための体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進にあたっては、総務課が総括的な部局となり施設マネジメント及び計画の進捗管理を行います。なお、必要に応じて各施設管理部署との横断的な調整機能を発揮するプロジェクト・チームの組成も検討します。

また、施設マネジメントに関する情報は、全庁的に共有し運用することが重要であり、固定資産台帳データ等との整合を図ったマネジメントシステムの構築も視野に入れ、情報の一元管理を図ります。

このような体制を整備した後も計画を確実に遂行するためには、庁内各職員の本計画への十分な理解が不可欠なため、研修会等を通じた職員への啓発及び施設のあり方や意識の向上に努めます。

本計画が庁内だけの取り組みとならないよう住民への情報提供と意見聴取を積極的に行い、住民との相互理解のもと、計画を推進していきます。



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 町民文化系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

町民文化系施設である集会所等は、町内各所に設置されており、町民活動の拠点とも言える施設です。

既存の集会所等は 30 施設あり、そのうち約9割が耐用年数を経過しており、そのうち約7割が高度経済成長期からバブル期を含む安定成長期に建築されているため、耐用年数が経過し現在では老朽化が進行しています。中でも、新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築された 17 施設については、耐震診断が実施できていません。

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数及び利用頻度を調査し、施設のあり方を検討した上で実施する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

町民文化系施設は、各地区における町民活動の拠点となる施設であることから、再編については、利用者数及び利用頻度、地区の実情等を考慮して検討していきます。

なお、耐震化が未実施の施設については、既存施設の再編を前提に、優先順位を定めた上で耐震化を実施していくこととします。

2. 社会教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

社会教育系施設としては、「花祭り」に関する写真、映像資料及び祭具等を展示している花祭会館を始め、4 施設を設置しています。

新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築された施設が、花祭会館を含め2施設あり、これらの施設については耐震診断が実施できていません。耐震化や老朽化に対する改修及び修繕等の維持管理には、今後相応のコストが発生することが見込まれます

また、施設の劣化状況は、各職員が適宜把握することとしていますが、把握する方法や点検する項目については具体的な方法が定められていません。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数及び利用頻度を調査・分析し、施設のあり方を検討した上で実施していきます。劣化状況の把握についても方法や点検項目を定め、統一的な基準により実施できる体制づくりを検討します。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は3施設、保養施設は12施設を設置しており、これらは建築年度が比較的新しい施設となっています。しかし、千代姫荘や森林体験交流センターについては、町外からの利用者がある中で、老朽化が進んでおり、近年では利用者が伸び悩んでいます。

一部の保養施設は町民の雇用先となっている重要な施設であるため、修繕及び改修については、町全体の経済及び観光戦略の観点からの検討が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

施設維持に係るライフサイクルコストを最小限に抑え、良好な状態で長期にわたって使用できるよう長寿命化を図ります。保養施設の修繕・改修については、今後の観光戦略などを踏まえて検討していきます。

なお、老朽化が進み、現在その目的に供しておらず、今後も使用の計画が定まっていない施設については、廃止に向けた検討をしていきます。

4. 産業系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

産業系施設は、産業会館を始め3施設を設置しています。各施設とも老朽化が進んでおり、産業会館については昭和47年に建築された建物であり、新耐震基準を満たしておらず、耐震改修が実施できていません。また、林業センターについては、耐用年数を経過しており、雨漏り等不良部分が表面化し老朽化が進んでいます。

今後は、施設のあり方を検討した上で利用方針を定め、老朽化対策及び耐震化対策の実施について検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数の把握と分析及び入居団体と調整を図り、廃止も視野に入れた施設のあり方を検討していきます。

指定管理者を設置している施設については、長期的な視点で施設のあり方、安全性と経費負担を考慮し指定管理者とも引き続き協議していきます。

また、全体的には活用されておらず、一部の使用に留まっているような施設については、用途を変更し、民間団体への貸与、譲渡を視野に入れつつ、耐震化を踏まえた施設のあり方を検討していきます。

5. 学校教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

東栄中学校については、建築年度が昭和 40 年後半と古く、耐震化は実施済みですが、老朽化が進んでいます。

東栄小学校については、平成 25 年度に開校した新しい施設のため、大規模な修繕等は発生していませんが、今後は計画的に施設管理を行っていく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

学校教育系施設は、適切な維持管理に努め、長寿命化を図る方針とします。文部科学省より、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」が発出されており、これを参考に長寿命化実施計画を作成することを検討します。また、点検・維持管理等の記録方法について検討していきます。

6. 子育て支援施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

子育て支援施設としては、保育園が1園と子育て支援センター及び放課後児童クラブの2施設を設置しています。子育て支援センターについては、令和4年度中に東栄保健福祉センターへ機能を移転する予定です。

保育園と放課後児童クラブは新しい施設ですが、子育て支援センターの現在の建物は、建設から30年以上が経過しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

保育園と放課後児童クラブの2施設については、平成25年度以降に建設された新しい施設のため、大規模な修繕等は発生していませんが、今後は計画的に施設管理を行っていく必要があります。

子育て支援センターについては、現在の建物を機能移転後も他の目的で活用できるか検討していきます。

7. 保健・福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

保健・福祉施設としては、食生活支援センター、介護予防等拠点施設結の里、東栄町生活支援ハウス緑風園の3施設を設置しています。食生活支援センターと介護予防等拠点施設結の里は比較的新しい施設であり、住民の交流の機会や保健福祉に関する学びの場として有効活用を図ることができます。併せて、新しく建設予定の東栄保健福祉センターの補助的施設としてこういった役割を持たせるのか今後検討していく必要があります。

東栄町生活支援ハウス緑風園については、今後も町の保健福祉分野で重要な施設のため、長期的に維持していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

比較的新しい食生活支援センターと介護予防等拠点施設結の里については、効率的な施設の活用方法を検討し、利用率向上を図ります。

東栄町生活支援ハウス緑風園については、保健福祉分野で重要な施設であり、長期的に利用できるよう計画的に修繕を行っていきます。

8. 医療施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

医療施設として現在東栄医療センター及び東栄医療センター附属下川診療所を運営していますが、東栄町国民健康保険東栄診療所が令和4年度中に建設されるため、2施設ともに機能が移転され、現在の建物は機能廃止となる予定です。現在の建物は、2施設ともに建設後40年以上経過しており、耐震補強もされていません。

(2) 管理に関する基本的な考え方

東栄医療センターと東栄医療センター附属下川診療所の現在の建物については、東栄町国民健康保険東栄診療所完成後は機能を廃止し、財源が確保でき次第解体していく方針です。

9. 行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

本庁舎・分庁舎は、耐用年数を経過し老朽化が進んでいるため、雨漏りや老朽化した階段など危険性の高い設備への安全対策が必要な状況であり、修繕又は撤去等にかかるコストが多額に発生することが考えられます。

また、本庁舎・分庁舎は、耐震改修が必要な状況ですが、現在まで実施されていません。

新城消防署東栄分署については、建築後22年が経過しているため、今後施設を維持するにあたり、大規模修繕が必要となってきます。その修繕費用は本町が負担することとなっているため、計画的に実施していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

本庁舎・分庁舎については、点検及び修繕の記録化を図り、実績を基に今後の利用計画を検討していきます。

消防団詰所については、今後の団員減少と分団統合を踏まえた長期的計画における施設数の最適化及び必要施設の更新を検討していきます。

10. 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

特定公共賃貸住宅を除く大半の公営住宅が耐用年数を経過しています。木造の建築物が多くあり、財政負担を念頭に更新又は廃止を検討していく必要があります。

また、維持管理にあたっては、点検等の具体的な実施方法、記録方法のルールがないため、適切なルールの設定を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

公営住宅に関しては、既に「公営住宅等維持修繕計画」（平成26年2月）及び「東栄町公営住宅等長寿命化計画」（平成26年3月）を策定しています。今後もこれらの計画に基づき、ライフサイクルコストの削減や定住促進の観点から、計画的に修繕や長寿命化の対策を行います。また、維持管理に関する具体的なルールを定めて運用していきます。

11. 簡易水道施設・下水道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

簡易水道施設の多くは、耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいます。ライフラインの安定化は、安心・安全な住民生活を営む上で特に重要な課題のため、今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の稼働状況等の調査及び施設のあり方を踏まえた上で確実に実施していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

老朽化対策及び耐震化対策については、施設に対する修繕計画を策定することを検討します。また、受益者が少数化していく施設については、維持管理費の低減を踏まえた近隣施設との統合も検討していきます。

12. その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

火葬場（休憩棟、火葬棟、葬祭棟、霊柩車車庫）については、消防設備は法定点検を実施しています。施設自体の点検は適宜職員によるものとしていますが、頻度・点検項目等を定めたものではありません。現時点で廃止予定はありませんが、長寿命化計画も策定されていないため、施設としての更新又は修繕について計画の策定が必要となります。

展望施設については、法定点検の必要な施設ではありませんが、施設の状態を把握するためには、専門業者等による点検を行う必要があります。現時点で廃止予定はありませんが、長寿命化計画も策定されていないため、更新または修繕について計画の策定が必要となります。

地上波デジタル放送及びインターネット等の光ファイバー通信における本町の拠点施設として稼働している東栄サブセンターについては、簡易水道及び下水道と並ぶライフラインとして安定化が重要であるため、更新・修繕等の維持管理は特に適正に行う必要があります。センター内の電子機器だけでなく伝送路等についても耐用年数に応じた取替、更新及び故障等の修繕などが発生するため、施設の維持に係る支出への財源確保が必要となります。

旧小学校校舎等の普通財産については、外部団体及び地元住民が使用している又は利活用について計画を立てている施設がありますが、長期的利用計画はないため、維持管理、長寿命化及び耐震化については、廃止を踏まえ今後の利用方法の検討をしていく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

各施設とも廃止予定のない施設については長寿命化計画を策定し、計画的に更新・修繕等を行っていきます。

旧小学校校舎を始めとする普通財産については、今後発生する費用を踏まえ、長期的利用計画を策定するなかで長寿命化及び耐震化の必要性を検討していきます。また、現在利用していない施設や長期的利用の見通しが立たない施設については、廃止を念頭にコストの削減に向けた検討をしていきます。

13. 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

町道については、現時点では廃止予定の路線はありませんが、未改良区間については今後の方針を検討する必要があります。

また、老朽化が進んでいるため、老朽化対策としての修繕費用及び点検に伴うコストが多額に発生する可能性があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

町道の整備にあたっては、現地確認において把握した情報に基づいて安全確保の緊急性と財政状況を勘案し対応していきます。全体としては、維持管理に関するトータルコストの縮減を目指して、計画的に予防保全的な取り組みを行っていきます。

14. 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町には112橋の橋りょうがあり、平成26年度から毎年度1橋ずつ橋りょう補修工事を実施していますが、耐震改修は未実施の状況です。

長寿命化修繕計画に基づいて、引き続き計画的かつ適切な維持管理を実施していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今年度策定した「東栄町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、耐震補強や更新・修繕等及び老朽化対策を進め、安全性の確保に努めていきます。

15. 簡易水道（管路施設）

（1）現状や課題に関する基本認識

管路延長は約 135 kmあり、町民にとって重要なライフラインです。

しかし、敷設後 20 年以上を経過した管路が数多く存在しており、施設の老朽化も著しく、漏水等が頻発しています。

今後、施設の更新及び修繕には多額の費用が発生することが予想されるため、中長期的な更新計画を策定し、更新、修繕の対象及び時期を検討していく必要があります。

（2）管理に関する基本的な考え方

中長期的な更新計画を策定し、計画に基づき順次更新及び修繕を実施していきます。

管路施設は人口動態に左右されにくいため、継続的に老朽管の更新及び修繕を実施していく予定ですが、集落人口の減少に対する施設規模の適正化についても検討していきます。

16. 下水道（管路施設）

（1）現状や課題に関する基本認識

管路延長は約 54 kmあり、機械類及び設備については定期的な点検を専門業者へ委託しています。常時稼働している機械類については、点検結果を基に予防保全の観点から今後の更新・修繕の見込みを把握しています。

全体的な更新に緊急性はないものの、一方でマンホールポンプ場などのポンプ設備は劣化が早いため、前述の点検及び基準により修繕又は更新を随時行っています。

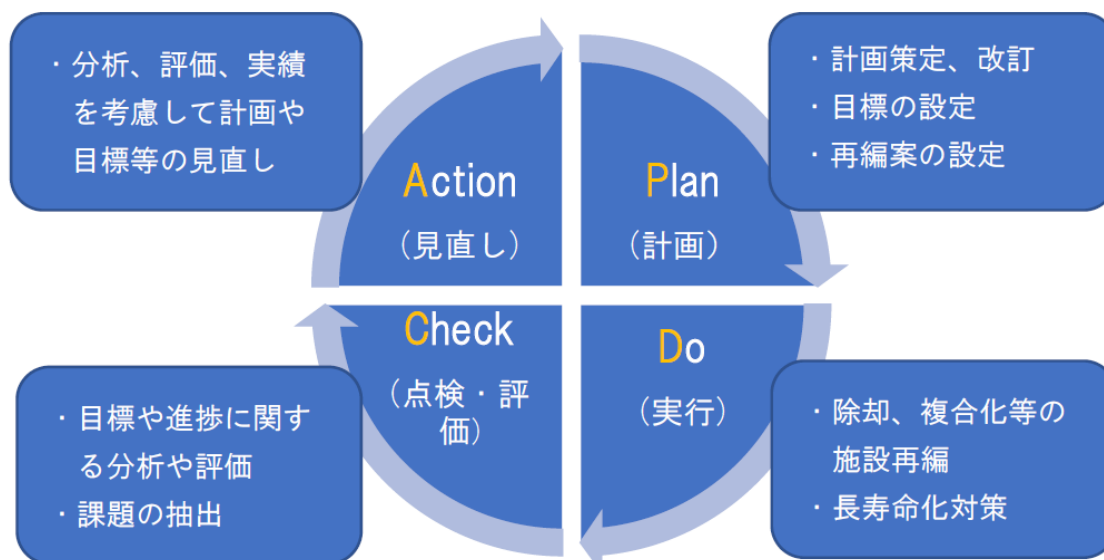
また、管路施設において不明水の流入が多く見受けられ、処理施設に障害を及ぼす可能性が潜在していることから、当該原因の調査及び対策を検討する必要があります。

（2）管理に関する基本的な考え方

簡易水道施設と同様に中長期的な更新計画を策定し、計画に基づき順次更新及び修繕を実施していきます。

第5章 フォローアップの実施方針

本計画の進捗状況は、下で示すPDCAサイクルでフォローを行います。



本町では、本計画の下位計画にあたる「個別施設計画」を、令和3年3月に策定しました。同計画では、本町の公共施設の総量を、令和8年度までに10%削減する方針を定め、本計画でもその数値を踏襲します。

本町では統一的な基準による地方公会計と固定資産台帳の作成を毎年度行っております。減価償却費等を含むフルコストを把握することが可能となり、公共施設マネジメントを地方公会計制度に連動させることにより、公共施設等のより正確な実態を把握でき、本計画が一層推進されるものと考えています。そのためにも、毎年度、担当課との連携による全庁体制で、精緻な固定資産台帳整備に取り組み、本町の施設マネジメントに活用していきます。

また、本町では、人口比・財源比で見ると、施設量が過多になってきています。施設の総量削減に取り組むことのみならず、トータルコストの縮減や平準化にも取り組み、適切な規模での施設運営ができるよう努めていきます。

